

2 生私行第 3 6 2 0 号  
令和 3 年 1 月 5 日

各区市私立幼稚園事務主管課長 殿  
各区市私立専修各種学校事務主管課長 殿

東京都生活文化局私学部  
私学行政課長 伊与 浩暁  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

昨日、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していくため、都民や事業者に対して、20 時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

こうした状況を踏まえ、都立学校における感染症対策の徹底について、別添のとおり、東京都教育委員会から都立学校あて通知するとともに、区市町村教育委員会に対して情報提供しましたので、参考にお知らせします。

貴職におかれましては、所管の私立学校に御周知頂きますようお願いいたします。

### 問合せ先

東京都生活文化局私学部私学行政課

小中高校担当 電話 03-5388-3194

幼稚園担当 電話 03-5388-3193

専修各種学校担当 電話 03-5388-3192

各都立学校長  
庁内各部長  
多摩教育事務所長  
教育庁各出張所長  
各事業所長

殿

東京都教育委員会 教育長  
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)  
藤田 裕司

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 2 年 9 月 14 日付 2 教総総第 1242 号「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」の改訂について（通知）」により、徹底した感染症対策と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

本日、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していくため、都民や事業者に対して、20 時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

各都立学校においては、下記のとおり、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を一層徹底してください。児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、保護者の皆様にも周知いただくようお願いいたします。教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。これから受験シーズンになりますので、受験生がもてる力を十分発揮できるよう、万全の感染防止対策をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただけますようお願いいたします。

## 記

### 1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を徹底する。

今後、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

### 2 児童・生徒等に対する指導

#### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック  
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1 m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

#### (2) 学習活動について

- 1月31日まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

（例）

- ・ グループや少人数等での話し合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

#### (3) 部活動について

- 1月31日まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

#### (4) 学校行事について

- 1月31日まで、児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行

事、修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は中止する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。
- 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要なアルバイトは控える。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）
- 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

○タオルなどを共用しない。

○体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

○同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

○20時以降の不要不急の外出は避ける。

○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。

5 オンライン学習等への準備について

今後、感染の状況に応じて、都立学校ガイドライン(令和2年9月14日)に基づき、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施(分散登校)できるよう、各学校においてはオンライン学習等の準備を進めること。

なお、割合を変えて対応する必要がある場合には、別途通知する。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電 話 03(5320)6845

指導部特別支援教育指導課

電 話 03(5320)6847

都立学校教育部特別支援教育課

電 話 03(5320)6753

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電 話 03(5320)6877

**【教職員の服務について】**

人事部職員課

電 話 03 (5320) 6792

**【教職員の自宅勤務・休暇について】**

人事部勤労課

電 話 03 (5320) 6801

**【ガイドラインについて】**

総務部教育政策課

電 話 03 (5320) 6713

**【その他本通知に関すること】**

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症  
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）

電 話 03 (5320) 6718

2教総総第2075号

令和3年1月4日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会 教育長  
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)  
藤田 裕司

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年9月14日付2教総総第1242号「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」の改訂について（通知）」により、都立学校における取組を参考にお知らせしたところです。

本日、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していくため、都民や事業者に対して、20時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

つきましては、感染症対策の徹底について、都立学校宛に通知しましたので情報提供いたします。貴教育委員会におかれましても、引き続き、感染症防止に向けた万全な対策について、よろしくお願い申し上げます。

（担当）

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症  
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）

電話 03（5320）6718

## 政府への要請

- 一都三県の知事が共同し、国に対して  
**緊急事態宣言の発出を要請**
- 国からは、**飲食店の営業時間の更なる短縮**  
などの要請

**「一都三県 緊急事態行動」として人流の抑制を徹底**



## 都民への呼びかけ

- **20時以降の不要不急の外出は控え、「ステイホーム」で、お家にいてください。**
- **3密は絶対に避け、必要な外出も短時間で。**
- **不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛して。**

## 事業者の皆様へ（営業時間）

**令和3年1月8日（金）から1月11日（月・祝）まで**

- 対 象 酒類を提供する飲食店等
- 営業時間 午前5時から午後8時まで

**令和3年1月12日（火）から1月31日（日）まで**

- 対 象 飲食店全般（酒類の提供の有無に関わらない）
- 営業時間 午前5時から午後8時まで

※緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、制度を確定する。

# 「テレワーク緊急強化月間」の設定等

「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施を要請

- ・ **経営者団体・業界団体等**に要請

「東京ルール宣言企業」への制度融資の優遇措置（年度内）

- ・ **制度融資の信用保証料補助を全額補助**

宿泊施設を活用したテレワーク支援事業の拡充等（年度内）

- ・ **ホテル等をテレワークオフィスとして活用する企業等に支援**
- ・ **宿泊施設のテレワーク環境整備への支援を拡充**
- ・ **多摩地域の宿泊施設をサテライトオフィスとして都が提供**

## 事業者の皆様へ（職場への感染抑制）

- **新年会はナシ。**  
各企業でも「飲み会はナシ」の**呼びかけを。**
- **職場におけるクラスターを防ぐため、**  
**こまめな換気や、共用物品の消毒、**  
**歯みがきの際の感染防止対策の徹底を。**

## イベント等の見直し

- イベントの開催に際しては、**延期やオンライン開催、規模の縮小、無観客での開催**などの検討を。
- 開催する場合は、**感染防止対策の徹底**を。
- 成人式やスポーツなどの**イベント後の会食は禁止**
- イベント**開催の制限**は、国の取扱いに準じて**継続**

## 学校での対応

- 都立学校は、**感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続**  
⇒**感染状況に応じて、対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応**
- **部活動や合唱等飛沫感染の可能性の高い活動は中止**
- 小中学校においては、**感染症対策を徹底し、学校運営を継続していただきたい。**